

平成30年1月31日

関係各位

名古屋海上保安部航行安全課

名古屋港内における危険物積載船舶のびょう地について（お知らせ）

名古屋港内における危険物積載船舶のびょう地については、下記のとおり運用しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 危険物積載船のびょう地（別紙参照）

- （1）潮見ふ頭南西端から真方位180度400メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位83度430メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位0度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（2B）
- （2）高潮防波堤東信号所から真方位89度1,270メートルの地点を中心とする半径300メートルの円内の海面（3B）
- （3）高潮防波堤東信号所から真方位22度2,010メートルの地点を中心とする半径350メートルの円内の海面（4B）
- （4）高潮防波堤東信号所から真方位144度30分820メートルの地点（以下「A地点」という。）から真方位214度800メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位128度250メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位66度30分460メートルの地点まで引いた線、同地点から真方位34度400メートルの地点まで引いた線、同地点からA地点まで引いた線により囲まれた海面（5B）

2 びょう地の基準

- （1）2Bにおいては、総トン数500トン未満の引火性危険物積載船舶
- （2）3B・5Bにおいては、総トン数1600トン未満の引火性危険物積載船舶
- （3）4Bにおいては、総トン数1600トン未満の危険物積載船舶

3 びょう泊の方法

全ての区域内において、双びょう泊とすること。

4 指定願の方法

- (1) 申請義務者は船長とする。ただし、船主又は代理店等が船長の代理人として申請しても差し支えない。この場合は代理人として、その者の所属氏名を記載し、押印すること。
- (2) 申請の方法は書面又は電子申請とする。ただし、船長から無線電話等により申請しても差し支えないが、この場合は遅滞なく書面を提出すること。
- (3) 書面による様式は第3号様式とし1通提出するものとする。

5 指定の方法

びょう地指定は書面又は電子回答により行うが、無線電話等により行うことがある。

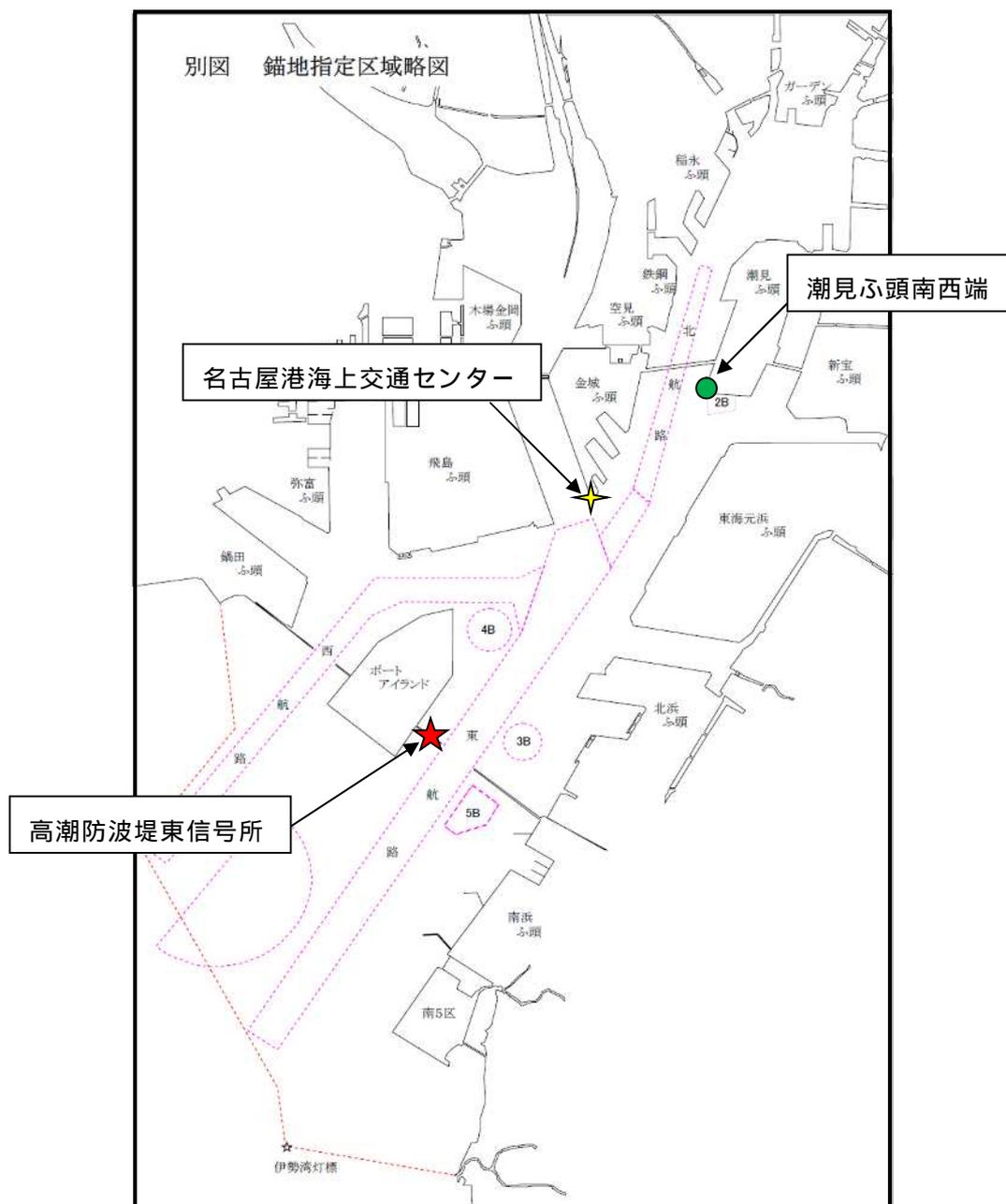
6 引火性危険物積載船舶

引火性危険物積載船舶とは引火性液体類及び引火性の高圧ガス積載船舶をいう。

なお、引火性危険物を荷卸し後、ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを船長が確認していない船舶は引火性危険物積載船舶として取り扱うこととする。

7 その他

本お知らせは、平成30年1月31日付、港長公示30-1号「名古屋港の一部海面における錨泊等の制限について」及び平成21年3月26日付、名保航第117号「危険物積載船舶に対するびょう地の指定について」に基づき作成したものです。



- 2 B : 総トン数 5 0 0 トン 未 満 の 引 火 性 危 険 物 積 載 船
- 3 B : 総トン数 1 6 0 0 トン 未 満 の 引 火 性 危 険 物 積 載 船
- 4 B : 総トン数 1 6 0 0 トン 未 満 の 危 険 物 積 載 船
- 5 B : 総トン数 1 6 0 0 トン 未 満 の 引 火 性 危 険 物 積 載 船

錨地・停泊場所指定願、移動・危険物荷役許可申請書

年 月 日

港長 殿

申請者所属・氏名

印

【共通項目】

船舶の名称				信号符字又は		
船舶の国籍		船舶の種類		総トン数	トン	
船舶の全長		m	最大喫水	m	cm	重量トン数
船舶の代理人の氏名				船長の氏名		
危険物情報		品名・等級・国連番号・容器等級・引火点（密閉式による摂氏）		こん包の数	正味重量	船内の積付位置
	入港時					
	出港時					

「危険物情報」は、記載に代えて、「危険物積荷目録（FAL様式7）」を提出しても差し支えない。

【錨地・停泊場所指定願を行う際に記載】

錨泊・停泊目的			停泊予定期間	月	日	時	分から
希望停泊場所				月	日	時	分まで
指定錨地・停泊場所							

【移動許可申請を行う際に記載】

移動予定日時	月	日	時	分	移動理由				
停泊場所	移動前				移動後停泊	月	日	時	分から
	移動後				予定期間	月	日	時	分まで

【危険物荷役許可申請を行う際に記載】

停泊場所					荷役情報	荷役業者名				
停泊期間	月	日	時	分から		荷役期間	月	日	時	分から
	月	日	時	分まで		月	日	時	分まで	